

付 議 第 1 号

高知県教員育成指標策定に関する議案

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり高知県教員育成指標を策定することにつきまして、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

高知県教員育成指標

- 「教諭」
- 「養護教諭」
- 「栄養教諭」
- 「校長」
- 「副校長・教頭」
- 「主幹教諭」
- 「指導教諭」

高知県教員育成指標「教諭」

経験段階(教職経験)		新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
求められる資質・能力		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
4領域	8能力	項目	
学級・HR経営力	集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。
	一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合うことができる。
		④ 生徒指導上の諸課題への対応	不登校・問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告・相談しながら、速やかに対応することができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、対応に生かすことができる。
	授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間のねらいを明確にした指導計画を立てることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の実践に努めることができる。
		⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができます。
	専門性探究力	⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。
		⑩ 研究推進	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。
チームマネジメント力	協働性・同僚性の構築力	⑪ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑫ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。
	組織貢献力	⑬ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に勤むことができる。
		⑭ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。
		⑮ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。
		⑯ 法令遵守	社会人として的一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解することができる。
		⑰ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。
	自己管理能力	⑱ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。
		⑲ 心身の健康	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。
		⑳ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解し、公正な判断や行動をることができる。
		㉑ 自己啓発	常に自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を組織的に推進することができる。
児童生徒を取り巻く環境を理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、適切な指導方針を立てることができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、教職員相互の共通理解を図るなど、組織的に対応することができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態を踏まえるとともに、学習の系統性を明確にした指導計画を立てることができる。	教科等横断的な授業構想等、カリキュラム・マネジメントの視点に立った指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実践することができる。	教科の専門性を生かすとともに、教科等横断的な視点から教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
「チーム学校」として積極的に連携を図り、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりを積極的に推進することができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けてリーダーシップを発揮することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に取り組むことができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、法令遵守のもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	常に法令遵守を意識し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を開拓することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。		
教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標 「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
4領域	11能力	項目	求められる資質・能力	
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
学級・HR経営力	集団を高める力	①児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導及び学級經營など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級經營及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		②児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
	一人一人の能力を高める力	③児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒一人一人に適切に向き合うことができる。
		④生徒指導上の諸課題への対応	不登校・問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告・相談しながら、速やかに対応することができる。	校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。
		⑤特別な配慮を要する児童生徒への対応	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、対応に生かすことができる。	校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。
	保健管理に関する力	⑥救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行うことができる。
		⑦保健指導、保健学習、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行うことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。
	健康相談に関する力	⑧心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。
	保健室経営に関する力	⑨保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。
	保健組織活動に関する力	⑩学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。
チームマネジメント力	協働性・同僚性の構築力	⑪保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的に連携を図り、協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑫教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	組織貢献力	⑬学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に勤むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑭人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑮危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
セルフマネジメント力	自己管理能力	⑯法令遵守	社会人として的一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、法令遵守のもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。
		⑰倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		⑱郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・关心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
	自己変革力	⑲心身の健康	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。	
		⑳使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解し、公正な判断や行動をすることができる。	教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をすることができる。
		㉑自己啓発	常に自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を組織的に推進することができる。
児童生徒を取り巻く環境を理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、適切な指導方針を立てることができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、教職員相互の共通理解を図るなど、組織的に対応することができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行なうことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行なうことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの健康管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
「チーム学校」として積極的に連携を図り、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりを積極的に推進することができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けてリーダーシップを発揮することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に取り組むことができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、法令遵守のもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	常に法令遵守を意識し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言することができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに遠やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。		
教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標 「栄養教諭」

経験段階(教職経験)		新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
求められる資質・能力		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
4領域	10能力	項目	
学級・HR経営力	集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。
	一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合うことができる。
		④ 生徒指導上の諸課題への対応	不登校・問題行動等の現状や初期対応の重要性を認識し、報告、相談しながら、速やかに対応することができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、対応に生かすことができる。
	食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。
	学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。
	連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。
	専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。
チームマネジメント力	協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。
	組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、業務に忠実に勤むことができる。
		⑮ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。
		⑯ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。
		⑰ 法令遵守	社会人として的一般常識を身に付けるとともに、法令遵守の意義や重要性を理解することができる。
セルフマネジメント力	自己管理能力	⑱ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。
		⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。
		⑳ 心身の健康	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに適やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。
		㉑ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解し、公正な判断や行動をることができる。
	自己変革力	㉒ 自己啓発	常に自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を躊躇なく受け止め、自己の成長につなぐことができる。
		㉓ 教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をることができる。	自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用とともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用とともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合うための具体的な取組を提案し、協働して進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の実態を把握し、相互に認め合い、高め合う取組を組織的に推進することができる。
児童生徒を取り巻く環境を理解し、カウンセリング・マインドをもって、児童生徒一人一人に適切に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、適切な指導方針を立てることができる。	児童生徒を取り巻く環境を理解し、教職員相互の共通理解を図るなど、組織的に対応することができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
校内組織や保護者・関係機関等と連携し、個や集団に応じた適切な指導・支援を行うことができる。	関係機関等と連携した個や集団に応じた指導・支援の在り方について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外もとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
「チーム学校」として積極的に連携を図り、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりを積極的に推進することができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けてリーダーシップを発揮することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に取り組むことができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、法令遵守のもと、日常の職務を誠実かつ公正に遂行することができる。	常に法令遵守を意識し、その重要性を教職員に助言することができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言することができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに遠やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、明日の活力につなぐことができる。		
教育公務員としての自覚をもち、教育的視点に立った公正な判断や行動をすることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

**高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」**

		校長	副校長・教頭
求められる 資質・能力		トッピリーダーとしての人間的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を發揮し、人材を育成することができる。	人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を發揮することができる。
資質	①	教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。
	②	学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。
	③	教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。
	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。
	⑤	教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができます。
マネジメント	マ組織 ネジメ ント	明確な学校経営ビジョンを策定し、教育課題に取り組むためにチームとして機能する組織づくりをすることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを作成・実施するために、学年や分掌等の活動を点検・改善することができる。
	マカリ ネジ メント ・ラム	学校経営ビジョンの実現に向け、経営戦略を構築し、実行することができる。	⑦ 学校経営ビジョンの実現に向け、校長等と教職員との意思疎通を図り、取組を進めることができる。
		学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑧ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。
	マリ ネジ メント ・ラム	教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行なうことができる。
		児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
	リス クマ ネジ メント	自校の教育内容と、教育活動に必要な地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
		児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行なうことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行なうことができる。
		突発的な事態や災害時に迅速かつ的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
	マ地 域等 ネジ メント	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
		校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。
		⑯ 地域等にある人的・物的資源等を活用し、「チーム学校」を構築することができる。	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。
		⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、地域と協働した教育活動を推進することができる。	⑰ 地域等にある人的・物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
		⑱ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信することができる。
	人 材 育 成	教職員の育成を図るために校内指導体制を整えることができる。	⑲ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
		学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を運営することができる。
		教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
		教職員の適性を見定め、計画的に育成・指導することができる。	㉑ 教職員の評価を的確に実施することができる。
ガバナンス	服 務 監 督	㉒ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉒ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。
		㉓ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉓ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組むことができる。
	コン プリ アン ス	法令等に基づいた適正な学校経営をすることができる。	㉔ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営をすることができる。
		㉕ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉕ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて取組の進捗管理をすることができる。
		㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

主幹教諭	指導教諭
命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
② 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
③ 教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
⑤ 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
⑥ 校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑥ 校長等の意向を踏まえ、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑦ 校長等と教職員との意思疎通を図ることができる。	
⑧ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑧ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑨ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑪ 校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑩ 授業研究等において先進的な取組を示すことができる。
⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑪ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
⑬ 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑫ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに対応できるよう情報収集を行うことができる。	
⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑯ 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	
⑰ 地域等にある人的・物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑯ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知つてもらうために積極的に働きかけることができる。
⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	
⑲ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑯ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑯ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。
㉑ 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	㉑ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
㉒ 教職員の服務監督を助けることができる。	
㉓ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉑ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組むことができる。
㉔ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	
㉕ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。	
㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

○教育公務員特例法（抜粋）

(昭和二十四年法律第一号)

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るために、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参照し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
 - 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
 - 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
 - 四 研修を奨励するための方途に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 指標を策定する任命権者
 - 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者
 - 三 その他当該任命権が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

○教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令（抜粋）

（平成二十九年文部科学省令第十号）

(法第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者)

第二条 法第二十二条の五第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学
- 二 任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。以下の号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であって、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学